



報道資料

令和4年11月21日

1	件名	職員の懲戒処分の公表について
2	日時	令和4年11月21日（月）
3	場所	
4	内容	消防職員の懲戒処分について、別紙のとおり公表します。
5	問い合わせ	消防本部消防総務課・総務部職員課 TEL 083-932-2600

令和4年11月21日
山口市消防本部消防総務課

懲戒処分の公表

<懲戒処分者>

1 被処分者

所属 消防本部
補職 消防司令補・主幹（課長補佐級）
性別 男性
年齢 51歳

2 処分内容

減給1箇月（給料月額の10分の1の減給）

3 処分年月日

令和4年11月21日

4 事実の概要及び処分理由

被処分者は、令和4年10月4日（火）に自宅において、被害者である妻の胸を殴打し、馬乗りになって背中を押さえつける等の暴行を加え、3箇月の加療を要する肋骨骨折等の傷害を負わせた。

同年11月2日（水）に傷害罪の疑いにより逮捕され、同年11月11日（金）付けで不起訴処分（起訴猶予）とされたもの。

かかる行為は、全体の奉仕者であり、市民の安全安心を守る責務のある山口市職員にあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに山口市職員の分限及び懲戒に関する手続並びに効果に関する条例第7条の規定により、減給1箇月（給料月額の10分の1の減給）の懲戒処分とするものである。

<対応策>

再発防止に向けて、職員へ服務規律の通達を11月21日付けで発するとともに、これまで以上の服務規律の確保及びコンプライアンス意識の徹底に取り組み、市民の皆様の信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。



消防長コメント

本市消防職員が、「傷害罪」により逮捕され、令和4年11月11日に不起訴処分（起訴猶予）とされたことから、本日付けで減給1箇月の懲戒処分をいたしました。

本市の安全安心を最前線で担う消防職員が、このような事態を起こしてしまいましたことは、誠に遺憾であり、本市の信用を著しく失墜させたことに対しまして、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、職員一人ひとりが公務員としての職責を改めて深く認識し、信頼回復に向け、行動規範の粛正を図り、不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいります。

令和4年11月21日

山口市消防長 清徳 智彦